

令和3年9月2日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和3年9月2日
開会 11時35分 閉会 12時15分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 若山和幸
副委員長 野原恵子
委員 石川康弘 谷口和弥 芳滝仁 小川純文
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 内山美穂子 小島智恵 岡本眞利子 荒貴賀 中橋友子
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
忠類総合支所長 川瀬吉治 地域振興課長 亀田貴仁
経済建設課長 高橋宏邦 保健福祉課長 林隆則
地域振興係長 木村純一
- 6 事務局 事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 係長 北原正喜
- 7 審査事件および審査結果
 - 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 議案第72号 幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
 - 2 委員会活動の活発化について
重点活動テーマを「シティプロモーション」に決定した。
 - 3 所管事務調査項目について
所管事務調査を希望する項目があれば次回の委員会にて報告いただくことにした。
 - 4 所管事務調査報告書について
次回の委員会にて確認することにした。
 - 5 その他
 - (1) 閉会中の継続調査の申し出について

総務文教常任委員会委員長 若山和幸

◇審査内容

(開会 11:35)

○委員長(若山和幸) ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

これより、インターネット中継を始めます。

諸般の報告はありませんので、議題に入りたいと思います。

議題の1、付託された議案の審査を行います。

進め方でありませけれども、はじめに議案第72号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について説明をいただきます。

質疑ののちに説明員に退席していただき、議案について、討論、採決を行いたいと思います。

それでは、議案第72号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、提出者の説明を求めます。

忠類総合支所長。

○忠類総合支所長(川瀬吉治) 議案第72号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

これまでの過疎計画の根拠法であります過疎地域自立促進特別措置法は本年3月末をもって失効し、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が公布され、10年間の時限立法として、本年4月から施行されたところであります。

本町は、新法第3条第1項に基づく特定期間合併市町村に当たり、合併前に過疎地域の指定を受けておりました旧忠類村の区域が、引き続き「みなし過疎地域」として法律の適用を受けることとなっております。

現在、道内におきましては、179市町村のうち、20市115町13村の合計148市町村、割合で申し上げますと82.7%が、管内では帯広市、音更町、土幌町、芽室町、中札内村を除く14町村、73.7%が過疎地域町村として公示されております。

本計画は、旧忠類村の区域において、切れ目なく総合的かつ計画的な対策を講じるといふ観点に加え、過疎対策事業債の発行が可能となるため、重要かつ有効な計画でありますことから、新法や北海道が定める過疎地域持続的発展方針に基づく新たな計画を策定し、議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、はじめにA4横長の資料1の過疎地の要件をご覧ください。

下段の参考には、忠類地域の国勢調査ごとの人口の推移を表しております。

表の左上の昭和35年には、人口が3,565人で高齢者129人、高齢化率3.6%と現在では考えられないような率だったことがわかります。

1、人口の要件であります。

(1)につきましては、先ほどの副町長の提案理由でご説明させていただいたものです。

(2)では、(1)と同様の計算方法で、昭和50年の人口、①2,415人から平成27年の③1,531人までの人口減少率は、0.37で法律の定める減少率0.23を満たしており、それ以下の高齢化比率、若年者比率につきましては、平成27年で比較をしております。

米印につきましては、小数点以下3位までの表示となっております。

平成2年から平成27年までの人口増加率につきましては、増加しておりませんので、マイナス表示としております。

いずれも要件を満たしております。

2の財政力要件につきましても、要件を満たしております。

それでは、別冊の幕別町過疎地域持続的発展市町村計画をご覧くださいと思います。

1 ページめくっていただきまして、目次をご覧ください。

この計画は、新法の規定に基づきまして、地域の持続的発展のための基本方針などを定めた「1 基本的な事項」に始まり、次に「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」などと、法や北海道の方針に掲げる分野ごとに作成しております。

1 ページをお開きください。

「1 基本的な事項」においては、過疎地域の現況を①の自然的歴史的条件などと②の過疎の状況を、また、3 ページになりますが、中段の③社会経済的発展の方向等を、次に4 ページにかけまして(2)人口及び産業の推移と動向につきまして記載しております。

また、5 ページから8 ページまでは、国勢調査結果などの統計資料や幕別町人口ビジョンなどを掲載しております。

次に、9 ページになりますが、(3)行財政の状況を、10ページから12ページまでは、これまでの決算状況と公共施設等の状況を記載しております。

13ページをご覧ください。

(4)地域の持続的発展の基本方針を定めております。

基本方針では、本計画は第6期幕別町総合計画の理念に基づくとともに、北海道総合計画などとの協調性を重視すること、基幹産業である農業の振興に加え、観光振興を地域の持続的発展につなげていくこと、また、地域づくり・人づくりを進めるには、ハード整備はもとよりソフト事業の充実が求められ、地域間交流や住民参加の機会を活性化することなどを定めております。

次に、(5)地域の持続的発展のための基本目標と14ページの(6)計画の達成状況の評価に関する事項は、新法により新たに追加されたものであります。

(5)の基本目標につきましては、過疎地域の要件が人口減少率を基本としておりますことから、事業を総合的に実施することにより、年少人口と生産年齢人口の減少抑止と、老年人口の占める割合の抑止を図り、人口ビジョンの推計を下回る減少率にとどめることを目指すこと、(6)の達成状況の評価につきましては、人口の推移と財政状況を分析しながら計画全体の進捗管理を行うとともに、その評価結果は公表してまいります。

次に、(7)計画期間につきましては、令和3年4月1日からの5年間とするものであります。

次に、(8)公共施設等総合管理計画との整合につきましては、新法により新たに追加されたものであります。

基本的な事項に、当該計画との整合性を図る旨を記載するほか、15ページ以降の分野別においても、ハード整備事業が計画されている場合は、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方を記載しております。

15ページからは、分野別に「現況と問題点」、「その対策」と町総合計画に基づく3カ年実施計画に掲載している事業などから成る「計画」を記載しております。

はじめに、「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」であります。

地域資源を最大限に活用した地域の魅力の向上を図るとともに、生活環境の整備と移住・定住の促進活動、地域間交流の推進の必要性を記載しております。

次に、(2)と(3)はその対策とこの分野で過疎債を活用して実施する計画を記載しております。

なお、計画の事業名欄にあります「過疎地域持続的発展特別事業」につきましては、平成22年から創設されました過疎債ソフト事業であります。

市町村の規模に応じた発行上限額が設定されておりますことから、すべての事業に過疎債が充当されることにはなりません、ここでは「商店街活性化店舗開店等支援事業」と

「小学生国内研修事業」を掲載しております。

17ページになります。

「3 産業の振興」の(1)現況と問題点であります。

①の農林業の振興では、生産基盤の充実をはじめ、生産性や付加価値の向上とコスト削減のための経営支援の重要性、また、国際市場に対応できる農畜産物の生産、ゆり根の品質向上に加え、新しい農作物の開発・研究、林業では森林整備・保全の必要性を記載しております。

②の地場産業の振興と企業の誘致対策及び起業の促進では、地元農畜産物を使った加工品の製造・販売など農業の6次産業化の推進、新たな特産品の開発や生産農家の育成の支援、企業誘致では企業や人を誘致する取り組みの必要性を記載しております。

18ページになりますが、③の商業の振興では、消費拡大に向けた商業活動や後継者の育成を、④の観光又はレクリエーションでは、通過型から滞在型への転換に向けた施設の充実に加え、体験型観光の推進や市町村間の連携を強化した広域観光の推進を記載しております。

19ページから22ページには当該分野の計画内容を記載しております。

22ページの中段をご覧ください。

(4)産業振興促進事項につきましては、新法第24条の規定に基づく、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置の適用要件として、過疎計画への記載が必須となっておりますことから、新たに追加するものであります。

当該計画に記載された産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた業種の用に供する設備を取得した者の税の課税免除に係るものであります。

(5)公共施設等総合管理計画等との整合につきましては、先にご説明しました分野別に、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方を記載するものであります。

23ページになります。

「4 地域における情報化」の現況と問題点ですが、光回線等のデジタル通信網と観光エリア内での公衆無線LANの必要性を記載しております。

(2)その対策として、公共施設等のインターネット環境の整備促進を記載しておりますが、現時点において、3カ年実施計画等に登載された事業がないことから、計画は記載していません。

計画期間中の事業化が計画された段階で、計画の変更を行う考えであります。

24ページをご覧ください。

「5 交通施設の整備、交通手段の確保」の現況と問題点ですが、①道路の整備では、町道の舗装化や二次改修を、②交通の整備では、路線バスの運行維持や地域内公共交通の検討を記載しております。

26ページをご覧ください。

「6 生活環境の整備」の現況と問題点ですが、①上下水道、ごみ処理、公営住宅、景観づくり、消防体制などの整備の必要性を、27ページには、(2)その対策と(3)計画を記載しております。

28ページをご覧ください。

「7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の現況と問題点ですが、町の基幹計画であります「高齢者保健福祉ビジョン2021」や「子ども・子育て支援事業計画」などに基づくサービスの提供と環境づくりの必要性を、(2)その対策と(3)計画を31ページまで記載しております。

32ページをご覧ください。

「8 医療の確保」では、診療所、歯科診療所の施設整備の必要性を、また、33ページの「9 教育の振興」では、小中学校の改修と給食センターの設備の更新、生涯学習施設の整備の必要性を、(2)その対策と34・35ページには、(3)計画を記載しております。

36ページをご覧ください。

「10 集落の整備」では、地域コミュニティの維持と定住促進に向けた取組の必要性を、37ページの「11 地域文化の振興等」では、ナウマン象記念館の魅力向上や郷土愛を醸成する取組の必要性を、38ページの「12 再生可能エネルギーの利用の推進」は、新法で新たに設けられた分野であります。

地域の自然環境の保護やバイオマスエネルギーの検討の必要性を、(2)その対策では、省エネルギー・再生可能エネルギーの推進を記載しておりますが、現時点において、3カ年実施計画等に掲載された事業がないことから、計画は記載しておりません。

39、40ページには、「13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」で、これまでの項目に加えて、地域資源等を活用したイベントや地域住民の活動の支援の必要性を記載しております。

41ページ以降は、過疎地域持続的発展特別事業、いわゆる過疎債ソフト事業分の再掲であります。

以上が、過疎地域持続的発展市町村計画の概要であります。

なお、この計画に登載し、事業を実施する際に発行が認められる過疎債につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置されるものでありますことから、この財政上の優遇措置を最大限有効に活用できるよう、適宜、計画を見直し、地域の一層の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 今日、この資料をいただきまして、中身を私自身としては、きちっと学ばなければ、質疑というのをできないかなと思っております。

皆さんがどう思うかわからないのですが、十分に精査してからもう一度理事者側っていうのは次の委員会になるかどうか、今日どうするかわからないのですけれども、出席っていうことは可能なのでしょうか。

○委員長（若山和幸） ただいま野原委員からもう少し熟読した中での質疑ということにしたいというご意見がありました。皆さんいかがでしょうか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今日、説明いただいたこの資料の中で14ページに経過期間、令和3年4月1日からとあります。

もう経過期間の中に入って数か月経っている状況になっているわけですが、これを委員会で結論を出す時期というのは、普通、計面前であれば、その前に決を出すということになるのだろうけれども、もう既に入ってしまったわけです。

だから、どれくらい議会の承認を急ぐものなのかということが、知っておきたい中身です。これは今、野原委員が言ったすぐに決めてしまわなければダメなものなのか、ちょっと猶予をもらって、これを検討する余地があるのか。

そのことに関わってお尋ねしたい。そういう中身です。

○委員長（若山和幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 本計画の決定までの猶予と言いますか、まず、後の方から申し上げますと北海道の方に提出した後に今年度の地方債、過疎債の予算要求、要求自体は上がっているのですけれども、これを北海道が総務省と協議するまでの間にこの計画が決定しなければならないというものがございます。

そのため、この9月の会期中には、議決をいただかなければ、そのタイミングに間に合わないということにはなります。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今定例会中ということであれば、今日は初日ですし、21日間の会期がある中では、私としてもこの資料はもう少し、今日は一通り説明を受けたけれども、読んでみたいと思っています。

その上で、また理事者の方にこうやって説明していただくかどうかは別にして、時間的な猶予をいただきたい。

今日は決を出すかという流れではなくて、定例会中の中で決を出すという、そういう流れにさせていただけたらいいかなというふうに思って、今の答弁を聞いておりました。

以上です。

○委員長（若山和幸） 谷口委員と野原委員の方から、もう少し時間をいただきたいというのですが、皆さんいかがでしょうか。

そのように進めさせていただきますか。

（「はい」の声あり）

○委員長（若山和幸） それでは、次回質疑という形で再開したいと思いますので、また説明員の方に出席をいただきたいと思います。

小川委員。

○委員（小川純文） 今までの過疎債の計画が大半そのまま継続して、また今度もこの特例法の対策として計上されていると思うのですけれども、今ずっとざざっと説明をいただいたのですけれども、今までの過疎債の計画の中ではなくて、今回のこの計画の中で新規にあがっているものが分別されてわかっているのであれば、若干教えていただければ、今後、これを熟読する中でも便利かなと思うのですけれども、大半は継続的要素のものが多いいかなという気がするのですけれども、そこら辺わかりますか。

○委員長（若山和幸） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） 次回の委員会までに資料を作成して提供したいと思います。

○委員長（若山和幸） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） それでは次回に質疑を持ち越すということにいたしたいと思います。説明員の方、どうもありがとうございました。

暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次回の質疑ということなのですが、会期中にというお話がありましたので、皆さんのご都合を聞いた中で次回の会議の日程を決めたいと思いますが、今、こちらでお話したのは、13日の決算審査特別委員会の前の日、それと17日がどうでしょうというお話なのですが、皆さんいかがでしょう。

9月10日も大丈夫だそうです。皆さん、都合はいかがでしょう。

（「10日が良い」の声あり）

○委員長（若山和幸） では、9月10日ということで決定させていただいてよろしいですか。

（よいの声あり）

○委員長（若山和幸） 提案ですけれども、9月の8、9日の一般質問は9名ということですけれども、今日の町長の行政報告の質問があれば、また日程が変わりますが、それがなければ、9日の産業建設常任委員会の後、もし行政報告の質問があれば、10日の本会議後、本会議がなければ、午前10時というのは、変動的な決め方ですけれども、それで皆さんどうでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（若山和幸） 明日には決定しますね。とりあえず、そういうようなことで、皆さん日程をおさえておいてください。

以上でインターネット中継を終わります。

（暫時休憩）